

労働者派遣法に基づくマージン率の公開(2025年4月1日時点)

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

■株式会社アスコム

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 2-4-23 東泉ビル 9 階

派遣労働者の数 54 人

派遣先の数 21

事業所 マージン率 30.6%

派遣料金の1人あたりの平均額 16,973 円(1人1日8時間換算)

派遣社員の賃金の平均額 11,784 円(1人1日8時間換算)

福利厚生 有給休暇、健康診断

教育訓練に関する事項 マナー研修、OJT、有給無償。

当社では労使協定方式を採用しております。

労使協定締結日:2025年4月1日

有効期間:2026年3月31日

労使協定の範囲:全労働者